

「通所介護」・「第1号通所事業」重要事項説明書
(デイサービス)

当施設は、介護保険の指定を受けています。
通所介護・(秋田県指定 第0570816850号)
第1号通所事業(大曲仙北広域市町村圏組合)

当センターは、ご利用者に対して通所介護・第1号通所事業を提供します。センターの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇	
1. センター経営法人(事業者)	1
2. ご利用センターの概要	2
3. 職員の配置状況等	2
4. 提供するサービスの概要	3
5. 利用料	3
6. 利用料金のお支払い方法	3
7. 利用中の中止	4
8. 契約の終了について	4
9. 非常時災害時の対策	5
10. 緊急時の対応	5
11. ハラスメント対策について	5
12. 身体拘束の禁止	6
13. センターご利用の際に留意いただく事項	6
14. 苦情の受付	6
15. 事故発生時の対応について	7
16. 利用者等の意見を把握する体制、福祉サービス第三者評価の実施状況等	7

1. センター経営法人(事業者)

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 法 人 名 | 社会福祉法人 大仙ふくし会 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県大仙市神宮寺字本郷道南78番地 |
| (3) 電 話 番 号 | 0187-87-1112 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 藤 原 正 吾 |
| (5) 設 立 年 月 | 平成20年 3月 |

2. ご利用センターの概要

- (1) 施設の名称 愛幸園デイサービスセンター
- (2) 施設の種類 指定通所介護事業所
指定第1号通所事業所
- (3) センターの目的 【通所介護】可能な限り居宅における生活を念頭に置いて、通所介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、生活に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の援助と機能訓練を提供することにより、利用者の心身機能の維持と介護している家族の負担軽減を図ることを目的とした施設です。
- 【第1号通所事業】日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持や改善の可能性の高い要支援の利用者に対し、介護予防ケアマネジメントの個別サービス計画に基づき、心身の活性化を図るための各種サービスを提供することを目的とした施設です。
- (4) センターの所在地 秋田県大仙市神宮寺字本郷道南78
- (5) 電話番号 0187-87-1080
- (6) 管理者氏名 加藤 芳之
- (7) センターの運営方針 利用者の人間としての尊厳や人格を尊重し、自立した家庭生活を営むことへの支援及び社会的孤立感の解消を目指し運営します。
- (8) 開設年月 平成 11年 4月 1日
- (9) 入所定員 25人（第1号通所事業を含む）
- (10) 営業日及び営業時間
月曜日から金曜日 但し、土曜日・日曜日・祝日及び
12月29日から1月3日までを除く
午前9時15分から午後4時20分（サービス提供時間）

3. 職員の配置状況等

当センターでは、ご利用者に対して通所介護・第1号通所事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算職員数	勤務体制
1. 管理者	1人	兼務
2. 生活相談員	1人以上	
3. 看護師	1人以上	機能訓練指導員兼務
4. 介護職員	3人以上	生活相談員兼務1人
5. 機能訓練指導員	1人以上	看護師兼務
6. 運転員	1人	

4. 提供するサービスの概要

サービスの種類	内 容
・入 浴	・心身の清潔保持のため一般入浴、特別入浴等必要なサービスを実施します。
・食 事	・身体の状態及び嗜好を考慮した食事（特別食）を提供します。必要に応じて介助します。
・相談・助言	・生き生きと安定した生活が送れるよう日常生活の相談・助言等を行います。
・日常生活上の援助	・日常生活動作能力に応じて必要な介助を行います。 （排泄、食事、移動、その他必要な身体介助）
・個別機能訓練	・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに、心身の活性化を図るための各種サービスを実施します。
・送 迎	・障害の程度、地理的条件等により、送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行います。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行います。
・健康チェック	・血圧、体温、脈拍等健康状態の観察を行います。また、月 1 回、体重測定を実施します。

5. 利用料

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度（要支援）、第 1 号通所事業対象者に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

※ご利用者がまだ要介護認定等を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただくこともあります。要介護度の認定等を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

6. 利用料金のお支払い方法

前記の利用料金は、1 カ月毎に計算し、ご請求しますので、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

なお、利用が終了の場合は、請求書に記載の期日までお支払い下さい。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 窓口（施設）での現金支払い　～　翌月の２５日まで |
| (2) 下記指定口座への振り込み　～　翌月の２５日まで |
| 秋田銀行神宮寺支店　普通預金　２９７８７４ |
| （口座名義人：社会福祉法人大仙ふくし会　愛幸園施設長　加藤芳之） |
| (3) 金融機関口座からの自動引き落とし　～　翌月の２５日 |

※支払が遅延した場合は、延滞損害金が発生しますのでご注意ください。

7. 利用中の中止

以下の場合、利用途中でもサービスを中止することがあります。

- ①利用日の健康チェックの結果、風邪等により体調が悪かった場合
- ②利用中に体調が悪くなった場合
- ③他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

8. 契約の終了について

当センターとの契約では、契約が終了する期日を特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当センターとの契約は終了していただくことになります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 要介護認定等により、ご利用者の心身の状況が自立（非該当）と判定された場合（第１号通所事業対象者と判定された場合は契約が継続します）② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりセンターを閉鎖した場合③ 当センターの滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当センターが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご利用者から解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥ 事業者が解約の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

〔ご利用者からの解約の申し出〕

契約の有効期間であっても、ご利用者から解約を申し出ることができます。その場合は、解約を希望する日の７日前までに解約届書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービス・第1号通所介護を実施しない場合
- ④ 事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

〔事業者からの申し出により解約となる場合〕

以下の事項に該当する場合は、解約となる場合があります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告示を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者やご家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

9. 非常時災害時の対策

- 〔非常時の対応〕 「特別養護老人ホーム愛幸園 消防計画」により対応します。
- 〔非常通報の体制〕 自動通報設備により、消防署と全職員での連絡体制を確保しています。
- 〔近隣との協力〕 かみおか温泉「嶽の湯」と、非常時の応援協力体制を確保しています。
- 〔避難訓練〕 避難訓練をご利用者・職員の参加で年2回実施しています。
- 〔防災設備の概要〕 非常通報設備、消火栓13箇所、消火器26器 他

10. 緊急時の対応

ご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医やご利用者の家族に連絡等をとるなど、必要な措置を講じます。

11. ハラスメント対策について

当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。

1 2. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びご家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び日時、理由について記録します。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

1 3. センターご利用の際に留意いただく事項

- 〔居室・設備・器具の使用〕 センター内の居室や設備・器具は、本来の用途に従ってご利用下さい。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- 〔喫煙等〕 センター内は禁煙となっています。
- 〔迷惑行為〕 喧嘩、暴行、中傷、口論など他人に対する迷惑行為はしないで下さい。
- 〔所持品の管理〕 原則的に所持品は、日常生活用品に限り、貴重品は避けていただきます。
- 〔宗教・政治活動〕 センター内で他の人に対して、自身の信心している宗教活動や政治活動を強要しないで下さい。
- 〔動物の持ち込み〕 禁止とさせていただきます。

1 4. 苦情の受付

(1) 当センターにおける苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

○当施設苦情受付窓口（担当者）

職 名 生活相談員 長 澤 清 子

○受付時間

毎週月曜日から金曜日（ただし、祝日等は除く）

8：30 ～ 17：15

(2) 当施設以外でも苦情を受け付けております。

○大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所 電話 0187-86-3910

○大仙市役所（高齢者包括支援センター） 電話 0187-63-1111

○秋田県国民健康保険団体連合会 電話 018-883-1550

○秋田県社会福祉協議会（福祉サービス相談支援センター）

電話 018-864-2726

15. 事故発生時の対応について

ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、保険者（市町村等）、ご利用者様のご家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業所に連絡し、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

また、ご利用者様に対するサービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

16. 利用者等の意見を把握する体制、福祉サービス第三者評価の実施状況等

○アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取組をしています。

○福祉サービス第三者評価を実施していません。

令和 年 月 日

通所介護・第 1 号通所事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護・第 1 号通所事業
愛幸園デイサービスセンター

説明者職名 生活相談員 氏 名 長 澤 清 子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護・指定第 1 号通所事業の提供開始に同意し、受領いたしました。

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人住所 _____

氏 名 _____ 印

続柄